

個人情報保護法の成立及び改正に関する主な経緯

<昭和 55 年>

9月 プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する
OECD 理事会勧告

<昭和 63 年>

12月 16 日 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布

<平成 11 年>

6月 4 日 自公三党合意

* 個人情報保護に関する法律について、法制化の検討に着手し、・・・3 年以内
に法制化を図る

6月 28 日 総理答弁（参議院本会議：住民基本台帳法一部改正法案質疑）

* 政府としては、個人情報保護のあり方について総合的に検討した上で、法整
備を含めたシステムを速やかに整えていきたい

11月 19 日 個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について
(中間報告)」

12月 3 日 高度情報通信社会推進本部決定「我が国における個人情報保護システムの確立に
ついて」

<平成 12 年>

10月 11 日 個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」

10月 13 日 情報通信技術（IT）戦略本部決定「個人情報保護に関する基本法制の整備につ
いて」

<平成 13 年>

3月 27 日 「個人情報の保護に関する法律案」提出（第 151 回国会）

<平成 14 年>

3 月 15 日 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」等 4 法案提出（第 154 回国会）

12 月 13 日 「個人情報の保護に関する法律案」等 5 法案審議未了廃案（第 155 回国会）

<平成 15 年>

3 月 7 日 「個人情報の保護に関する法律案」等 5 法案国会提出（第 156 回国会）

5 月 23 日 「個人情報の保護に関する法律案」等 5 法案成立

5 月 30 日 「個人情報の保護に関する法律」等 5 法公布、「個人情報の保護に関する法律」一部施行

12 月 10 日 「個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令」「個人情報の保護に関する法律施行令」制定

<平成 16 年>

4 月 2 日 「個人情報の保護に関する基本方針」閣議決定

<平成 17 年>

4 月 1 日 「個人情報の保護に関する法律」全面施行

<平成 20 年>

4 月 25 日 「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更
(過剰反応への配慮、プライバシーポリシー等の促進等)

<平成 21 年>

9 月 1 日 「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更
(個人情報の保護に関する法律の所管が内閣府から消費者庁に)

<平成 25 年>

- 6月 14日 「パーソナルデータに関する検討会」設置（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）
- 12月 20日 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

<平成 26 年>

- 6月 24日 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

<平成 27 年>

- 3月 10日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」国会提出（第 189 回国会）
- 9月 3日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」成立
- 9月 9日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」公布

<平成 28 年>

- 1月 1日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行
(個人情報の保護に関する法律の所管が消費者庁から個人情報保護委員会に)

<平成 29 年>

- 5月 30日 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」全面施行
(個人情報取扱事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化)

<平成31年（令和元年）>

- 1月28日 「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」公表

4月25日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」公表

12月13日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」公表

(いわゆる令和2年改正法に係るもの。なお、個人情報保護制度の一元化（いわゆる令和3年改正法）に関しては、「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む」とこととした。)

12月25日 「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース（第1回）」開催

(令和3年改正法関係)

<令和2年>

3月10日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」国会提出（第201回国会）

(令和2年改正法案)

6月5日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」成立

6月12日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」公布

8月28日 「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」公表

12月23日 「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」公表

<令和3年>

2月9日 個人情報保護制度の一元化等を内容とする個人情報保護法の一部改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」国会提出（第204回国会）

(令和3年改正法案)

5月11日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」成立

5月19日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」公布

<令和4年>

4月1日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」施行

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」施行

(令和2年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行及び令和3年改正法による改正後の個人情報保護法（行政機関・独立行政法人等に係る部分）の施行)

<令和5年>

4月1日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」施行

(令和3年改正法による改正後の個人情報保護法（地方公共団体・地方独立行政法人に係る部分）の施行)